

六篠会活動費に関する規定

(趣 旨)

第 1 条 この規定は、本会の円滑かつ適正な活動を図るため、六篠会役員の活動費の執行及び支出に関し、定めるものとする。

(執 行)

第 2 条 活動費は、本会のその他の規定及び規則に支出の定めがなく、本会の発展並びに他の同窓会等との連携を図る上で必要な活動を行う役員に対し、別に定める基準により活動費の執行を認めるものとする。

2 活動費を執行する役員は、使途を明確にするなど、適切に行わなければならない。

(支 出)

第 3 条 活動費の支出は、前項の役員が立替えるものとする。

2 前項の役員は、その支出内容について、使途明細、会議案内、会議報告等を添えて、会計担当常任幹事に報告し、精算するものとする。

附 則

この規定は、平成 9 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規定は、平成 1 2 年 4 月 1 日より施行する。

六篠会活動費に関する規定第2条に基づく限度額

項 目	限 度 額
六総会活動費	50,000円
学友会活動費	30,000円
KUC活動費	150,000円